

剣淵町森林整備計画

計画期間 { 自 平成25年4月1日
至 平成35年3月31日 }

平成25年3月 樹立
平成29年3月 変更



北海道 上川郡 剣淵町

計画変更の理由と始期

1 変更理由

次の理由により森林整備計画を変更する。

- (1) 計画の対象とする森林の区域の移動による。
- (2) 鳥獣害の防止に関する事項の追加による。
- (3) 林道の開設等に関する計画の数量等の見直しによる。
- (4) その他、文言等の整理

2 変更始期

平成29年4月1日から適用する。

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
(1)	地域のめざすべき森林資源の姿	
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林整備の方法に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	4
(1)	木材等生産林に関する留意事項	
(2)	その他伐採に関する留意事項	
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	
(1)	人工造林の対象樹種	
(2)	人工造林の標準的な方法	
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	6
2	天然更新に関する事項	
(1)	天然更新の対象樹種	
(2)	天然更新の標準的な方法	7
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の 基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
(1)	下刈り	
(2)	除伐	10
(3)	つる切り	
3	その他必要な事項	
(1)	要間伐森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項	
(2)	その他間伐又は保育に関する留意事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養林)	1 1
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	1 2
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他必要な事項	
(1) 水資源保全ゾーン	
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
(4) 施業実施協定の締結の促進方法	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	1 3
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項.....	1 4
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	1 5
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
(1) 路網密度の水準	
(2) 作業システムに関する基本的な考え方	1 6
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3 作業路網の整備に関する事項	
(1) 基幹路網に関する事項	
(2) 細部路網に関する事項	
(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	
4 その他必要な事項	
第8 その他必要な事項.....	1 7
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
(1) 人材の育成・確保	
(2) 林業事業者の経営体質強化	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	1 8
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	

Ⅲ 森林の保護に関する事項	19
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	
第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に関する事項	20
1 森林病虫害の駆除又は予防の方法	
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
(2) その他	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	
3 林野火災の予防の方法	
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5 その他必要な事項	
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	21
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
(2) 森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域	
2 生活環境の整備に関する事項	
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4 森林の総合利用の推進に関する事項	
5 住民参加による森林の整備に関する事項	
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	
(2) 上下流連携による取組に関する事項	22
(3) その他	
5 その他必要な事項	
(1) 特定保安林の整備に関する事項	
(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	23
別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	24
別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法	26
別表3 鳥獣害の防除の方法	28

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

剣淵町は、北海道北部の名寄盆地の南部に位置し、北海道第二の都市・旭川市から北へ向かって約 45 km の距離にある田園風景豊かな純農村の町です。

地形は、東西を山地に挟まれ、中央部に低地が広く発達しており、天塩川水系の支流である剣淵川流域に沿って広がっています。南はペンケペオッペ川と六線川を境に和寒町と、北は犬牛別川と北東の山地を境に士別市と隣接しています。

気候は、内陸的で夏と冬の気温差が 60℃ に及びます。夏期は、高温多照で 30℃ 以上の猛暑に見舞われることもあります。朝夕は涼しく、盆地特有の 1 日の寒暖の差が大きいことが特徴です。冬期は一変し、寒さが厳しく、一月の降雪量は平均で 110 cm に達します。

本町の総面積 13,120ha のうち森林面積は 3,801ha（森林率 29.0%）で、すべて民有林（私有林が 3,344ha、町有林が 465ha）で構成されています。

カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は 1,576ha（人工林率 41.5%）で、その約 6 割（894ha）が 7 齢級以下（35 年生以下）の若齢林分であることから、林木の生育の促進及び健全化を図るため、適切な間伐や保育を実施していく必要があります。

一方で、伐採可能な林齢に達する人工林が多く存在し、利用可能な資源が充実しつつあることから、100 年先を見通した森林づくりをめざし、計画的な森林の整備を推進することが重要となっています。

しかし、木材価格の長期低迷等による林業収益性の低下や森林所有者の高齢化や不在村化等の進行により、自ら施業や経営を行うことが困難な森林所有者が増加していることから、利用可能な人工林資源が有効に活用されず、今以上の林業の停滞を招く場合には、手入れ不足の森林が増加し、公益的機能の発揮への支障が懸念されています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域のめざすべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林 GIS の効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、及び快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」の区域（以下、「森林の区域」という。）を設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

森林の区域ごとに目指す森林資源の姿

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	目指す森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方法
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。

イ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図る上での課題、目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採については、Iの2「森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の造成、森林に対する社会的要素、施業制限の状況、木材の生産動向等に十分留意し行うこととします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点で森林の伐採を促すためのものではありません。

また、森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

樹 種		林 齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 ^(注)	25

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採方法等は次のとおり行うこととします。

(1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

ア 皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うこととします。

なお、択伐にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特徴などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、予め適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

- (1) 木材等生産林に関する留意事項

持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。

また、多様な木材需要に対応できるよう、長伐期施業を検討することとします。

- (2) その他伐採に関する留意事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないように努めることとします。

a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等

c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季に行うなど、時期や方法に配慮することとします。

また、河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業をめざすとともに、労働安全に努めることとします。

カ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カツラ、カンパ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、カエデ科、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

b 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮した上で、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

c 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

d 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。

植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。